

月報私学

8

2022
VOL.296



北海道文教大学は北海道札幌市の郊外、恵庭市に拠点を置き、2学部7学科大学院4研究科を設置している大学で、学校法人鶴岡学園が運営しています。同法人は大学の他に北海道文教大学附属高等学校、幼保連携型認定こども園北海道文教大学附属幼稚園を設置しています。今年創立80周年を迎えた同法人は、戦中の大変な時期に鶴岡夫妻が開学し、実学教育の下、社会に役立つ人材を社会に送り出しています。

写真提供 学校法人鶴岡学園 北海道文教大学（北海道恵庭市）

CONTENTS

● 2023年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募	2
● 2023年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募	4
● 経営分析に役立つ！私学情報提供システムのご案内	6
● 若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください	8
● 掛金等早見表を送付します 令和4年9月1日改正分／日本とスウェーデンの社会保障協定／ 公的給付支給等口座の利用(任意継続加入者)／特定学校法人等にかかる事前連絡	9
● 短時間労働加入者に関するよくある質問	10
● 「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／ 学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください	11
● 令和4年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください	12
● 加入者貸付制度のご案内	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

2023年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金は、平成30年度に創設され、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金制度で構成されています。

本奨励金は、研究者が自ら発案し、「取り組んでみたい」と思う独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と人財の育成を図ることを目的としています。

○若手研究者奨励金

対象年齢を39歳以下とし、若手研究者の活躍促進に寄与することで、わが国の次世代を担う人財の育成を図ることを目的としています。

○女性研究者奨励金

年齢制限を設けず、ダイバーシティ推進の中心的な役割が期待される人財の育成を図ることを目的としています。

○対象となる研究

両奨励金とも、私立大学等（私立の大学、短期大学及び高等専門学校をいいます。以下同じ）に在籍する助教又はポスト・ドクター等の職にある者が1人で行う研究で、分野の限定はせず、すべての研究を対象としています。

○本奨励金のしくみ

本奨励金は、若手研究者と女性研究者のための「社会一般からのご寄付による」研究奨励金制度です。

教育研究に対する社会からの直接の支援を促進し、また、研究者が自らの取り組みを社会に還元することで、社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

本奨励金への寄付は、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、法人税又は所得税について税法上の優遇措置を受けることができます。

ご支援を賜りました皆様に感謝を申し上げますとともに、ご報告いたします（表1）。

また、研究者が今後取り組む研究に対して、新たな支援（寄付）につながることを期待し、研究者が本奨励金の支援者（寄付企業法人等）と直接交流

表1 これまでに若手・女性研究者奨励金にご支援を賜りました寄付者の皆様

(五十音順)

- ・ アークビル株式会社 様
- ・ 一般社団法人日本工業倶楽部 様
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 様
- ・ 株式会社ニトリ 様
- ・ 株式会社三菱UFJ銀行 様
- ・ コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
- ・ 第一生命保険株式会社 様
- ・ 大和証券株式会社 様
- ・ 中山福株式会社 様
- ・ 三井住友信託銀行株式会社 様
- ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社 様
- ・ ANAホールディングス株式会社 様
- ・ SMBC日興証券株式会社 様
- ・ 寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった学校法人及び設置会社様
- ・ 寄付金付き自動販売機で飲料を購入してくださった皆様
- ・ その他、匿名を希望する寄付者（法人）様及び個人の方々



ができる贈呈式や、支援者に対する研究課題及び研究レポートの配付、広く社会一般の方々に向けた研究レポートの公開を行っています。

さらに、売り上げの一部が本奨励金への寄付となる若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」の設置について、学校法人の皆様にご協力をお願いしています。（詳細は8頁参照）

2023年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。

詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

応募に当たっては、これまでの研究実績は問いません。また、所属長等の推薦等も必要ありません。

審査は、研究の着眼点や独創性、発展性に重点を置いています。

私立大学等の未来を担う若手研究者及び女性研究者の皆様からの多数のご応募をお待ちしています。

○注意事項

例年、退職を理由とする応募の取り下げ等が生じています。応募に当たっては、応募者が2023年度も引き続き当該学校法人に在籍し、応募研究を遂行することが見込まれる者であることをご確認ください。

また、昇格による職位変更を理由とする採択の取り下げも生じています。

表2 2023年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	① 若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和5年4月1日現在で39歳以下（昭和58年4月2日以降に生まれた者）の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究 ② 女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究
対 象 研 究 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
応 募 件 数	原則として、1学校につき①、②それぞれ1件（同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに①、②それぞれ1件ずつ応募ができます） ※若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」の設置にご協力をいただきました学校法人には、寄付者特典として、①、②のいずれかについて応募枠を追加させていただきます。
奨 励 金 交 付 金 額	1件40万円、総額 約3,000万円以内
応 募 締 切	令和4年10月下旬
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和5年3月上旬に通知
奨 励 金 交 付 時 期	令和5年5月下旬

表3 2022年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区 分		若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金 合計			
		応 募 (件)	採 択 (件)	採 択 率 (%)	応 募 (件)	採 択 (件)	採 択 率 (%)	応 募 (件)	採 択 (件)	採 択 率 (%)	
内 訳	学 校 種 別	大 学	125	36	28.8	119	37	31.1	244	73	29.9
		短期大学	11	1	9.1	14	1	7.1	25	2	8.0
		高等専門学校	0	0	-	0	0	-	0	0	-
男 女 別	男 性	102	28	27.5	-	-	-	102	28	27.5	
	女 性	34	9	26.5	133	38	28.6	167	47	28.1	
合 計		136	37	27.2	133	38	28.6	269	75	27.9	

応募後に、昇格により職位に変更が生じ、2023年4月1日時点で、対象研究者等の要件を満たしていない場合は、採択後であっても取り下げの対象となりますので、ご注意ください。

○応募書類の提出期限
令和4年10月下旬

2022年度若手・女性研究者奨励金につきましては、5月13日に交付(送金)しました。

例年、採択された研究者の他、文部科学省関係者や若手・女性研究者奨励金への支援者(寄付者)をお招きし、贈呈式(贈呈書授与式及び懇親会)を開催していましたが、昨年に続き本年も新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を考慮した結果、誠に残念ながら中止とし、贈呈書は郵送させていただきます。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ[助成業務のご案内]▼若手・女性研究者奨励金▼「若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 寄付金課

☎03(32330)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

表4 若手・女性研究者奨励金 交付状況(参考)

奨励金種類	2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		2018年度 (平成30年度) からの累計	
	件数 (件)	交付額 (千円)	件数 (件)	交付額 (千円)	件数 (件)	交付額 (千円)	件数 (件)	交付額 (千円)
若手研究者奨励金	31	12,400	37	14,800	37	14,800	167	66,800
女性研究者奨励金	31	12,400	38	15,200	38	15,200	169	67,600
若手・女性研究者奨励金 合計	62	24,800	75	30,000	75	30,000	336	134,400

2023年度
学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

学術研究振興資金は、私立大学等(私立の大学、短期大学及び高等専門学校をいいます。以下同じ)における学術研究のための教育研究経費及び設備の取得費、維持費等に要する経費を対象として、学術研究振興基金の運用益から交付されるものです。

学術研究振興基金は、個人や企業等法人など、広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として交付しており、私立大学等における学術研究の向上を目的として設立されました。

本基金への寄付は、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、法人税又は所得税について税法上の優遇措置を受けることができます。

令和4年7月現在の基金保有額は、54億1524万円となっています。
本資金は、昭和51年度から令和4年5月末までに、延べ3457件の研究に対して、81億958万円を交付しています(5頁表3)。

2023年度の公募の概要(予定)は、表1のとおりです。

詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

応募の際は、学校法人の理事長及び学(校)長連名の「推薦書」が必要です。多数のご応募をお待ちしています。

○応募書類の提出期限
令和4年10月中旬

2022年度学術研究振興資金につきましては、5月13日に交付(送金)しました。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ[助成業務のご案内]▼学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 寄付金課

☎03(32330)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

表1 2023年度 学術研究振興資金 公募の概要（予定）

対象研究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究（私立大学等が付置する研究所の研究を含む）で、令和5年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対象研究期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
応募件数	1学校につき1件 (同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます)
資金交付金額	研究にかかる対象経費の2分の1以内（学校法人の負担額は交付希望額と同額以上が必要）で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円
応募締切	令和4年10月中旬
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和5年3月上旬に通知
資金交付時期	令和5年5月下旬

表2 2022年度 学術研究振興資金 採択状況（参考）

区分		件数（件）		採択率（%）	金額（千円）	
		応募	採択		応募	採択
新規・継続別	新規	114	23	20.2	273,200	45,200
	継続2年目	14	10	71.4	33,100	19,500
	継続3年目	14	8	57.1	33,700	16,000
学校種別	大学	138	41	29.7	336,600	80,700
	短期大学	4	0	0.0	3,400	0
	高等専門学校	0	0	0.0	0	0
研究区分別	人文・社会科学系	36	10	27.8	47,900	8,000
	理工系、農学系	43	12	27.9	106,000	23,500
	生物学系、医学系	63	19	30.2	186,100	49,200
合計		142	41	28.9	340,000	80,700

表3 学術研究振興資金 分野別交付状況（参考）

（金額単位：千円）

分野	年度	2020年度 （令和2年度）		2021年度 （令和3年度）		2022年度 （令和4年度）		昭和51年度（1976年度） からの累計		
		件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	
人文・社会科学分野	人文・社会科学系	文学	3	2,500	1	1,400	3	3,500	617	762,960
		法学	2	2,500	0	0	0	0	70	109,920
		経済学	3	2,600	3	2,800	5	3,700	213	252,180
		教育学	3	2,000	5	2,900	2	800	200	201,970
自然科学分野	理工系農学系	環境科学	0	0	0	0	0	0	79	227,740
		工学	7	16,300	7	21,000	4	8,900	474	1,709,360
		農学	2	4,400	2	5,300	3	6,000	146	354,500
		家政学	0	0	0	0	1	2,000	101	225,460
		体育学	0	0	1	3,000	1	2,800	18	37,600
	理工系、農学系 生物学系、医学系	理学	5	11,300	4	5,500	5	5,200	306	998,410
		生物学系 医学系	医学	16	38,800	16	39,300	17	47,800	922
小計		41	80,400	39	81,200	41	80,700	3,146	7,970,280	
若手研究者奨励金								311	139,300	
合計		41	80,400	39	81,200	41	80,700	3,457	8,109,580	

※学術研究振興資金事業としての「若手研究者奨励金」の交付は、平成20年度から29年度までである。

4 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

自法人、自学校のデータのほか、都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）などを抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）を出力することができます。

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、教職員の年齢別平均給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、各財務比率、活性化分析資料（自法人）など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV）

【条件】(合算) 教員・職員数 (学校)									
令和2年度貸借対照表(系統別) 一 大学法人									
【条件】(1学校当たり) 学生・生徒・児童・幼児数 (学校)									
【条件】(1学校当たり) 学生・生徒・児童・幼児数 (学校)									
【条件】(1学校当たり) 学生・生徒・児童・幼児数 (学校)									
【条件】(1学校当たり) 学生・生徒・児童・幼児数 (学校)									

<私学情報提供システムご利用上のご注意>

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。
※「学校法人基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員のみのご利用をお願いします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしています。
4. 操作手順の詳細は、学校法人ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7846~7848
Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

経営分析に役立つ!

私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

助成業務

1 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

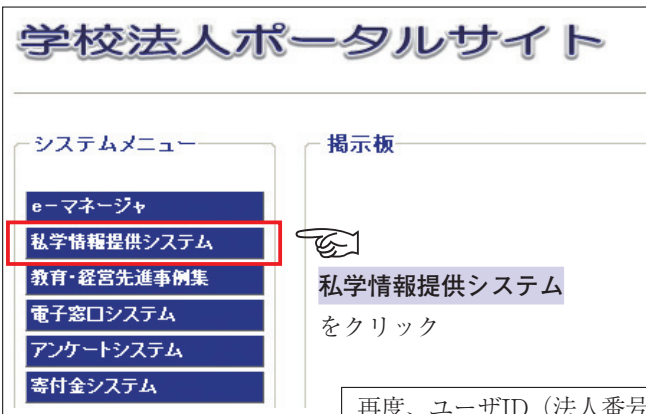


電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の学校法人ポータルサイトへをクリック

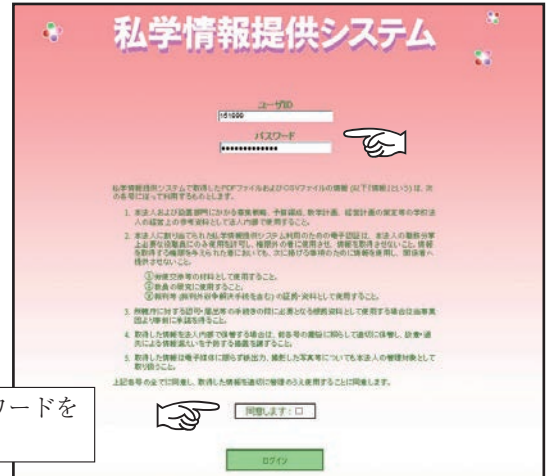


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

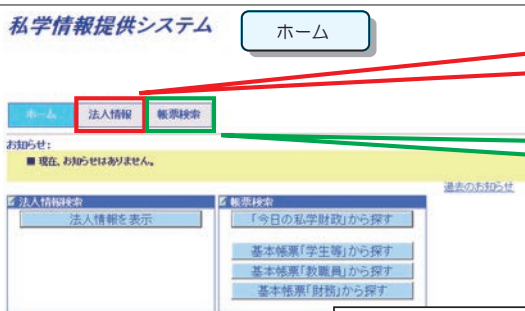
2 利用するシステムを選択



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック



3 「私学情報提供システム」(ホーム)の画面へ移動



法人情報：
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は「帳票検索」のいずれか利用したい機能を選択



若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」（以下「寄付金付き自販機」といいます）は、売り上げの一部が本奨励金の寄付金に充てられる自動販売機です。

本奨励金は、私立大学等（私立の大学、短期大学及び高等専門学校をいいます。以下同じ）に在籍する若手研究者や女性研究者に対して、研究機会を提供することにより、次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

本奨励金は、社会一般からのご寄付により成り立っています。私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

また、学校法人等の皆様を対象として、寄付金付き自販機の設置についてご協力をお願いしています。

○寄付金付き自販機の目的

①広く本奨励金制度に対する理解を得ることで、支援の輪の拡大を図ります。

②研究者に対し、本制度の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上につなげます。

③購入者に向けて、教育研究や人材育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図ります。

○寄付金付き自販機の概要

本事業団では、寄付金付き自販機の設置について、事業者と協力協定を締結し、協力事業者として認定しています。

販売額や一本当たりの寄付金額、手数料等は、あらかじめ設定することはしていません。学校法人等（自販機設置者）のご事情に合わせて、協力事業者と協議いただくこととしています。

寄付金付き自販機には、統一したデザインを施工します。デザイン施工に要する経費や設置費用等は協力事業者が負担します。

また、寄付金の集金や本事業団への払い込みも協力事業者が行います。初期費用も原則としてご負担いただくことはありません。

寄付金付き自販機の設置以降に、学校法人等（自販機設置者）に対して、費用や手間がかかることは、原則とし

てありません。新規導入だけでなく、既に設置している自販機を寄付金付き自販機に転換することが可能な場合があります。

令和4年6月末時点で、108法人延べ164台の設置にご協力いただいています。

○寄付金付き自販機設置による特典

寄付金付き自販機の設置にご協力をいただきました学校法人等には、寄付者特典を設けています。

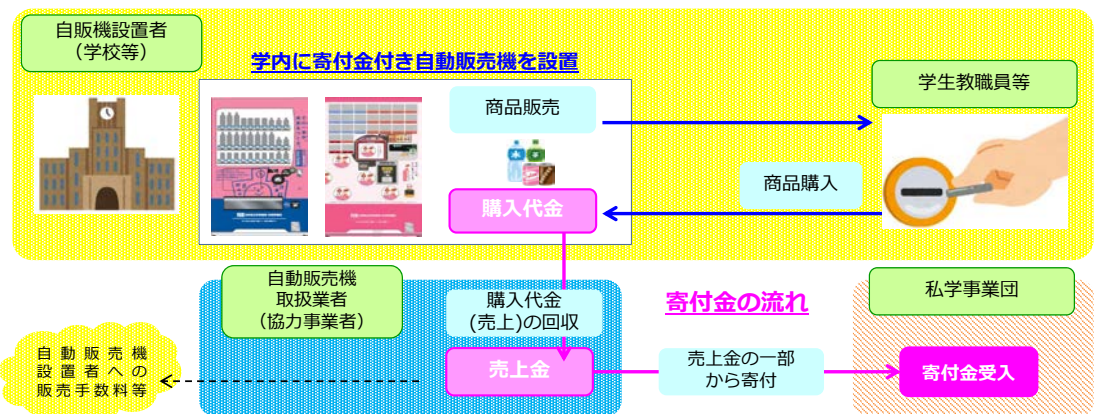
応募に当たり、若手研究者奨励金、女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加することができます（内容は見直されることがあります）。

～その一本が未来をつくる～

本奨励金は、個人や企業等法人などの社会一般の皆様のご寄付によって成り立っています。

私立大学等の未来を担う若手研究者及び女性研究者のために、ぜひ設置にご協力をお願いします。

なお、設置をご検討いただける学校法人等は、本事業団寄付金課までご連絡くださいますようお願いいたします。



問い合わせ先 (私学振興事業本部)
助成部 寄付金課
03(32330)7316・7318
Eメール kitukin@shigaku.go.jp

掛金等早見表を送付します
令和4年9月1日改正分

業務部 掛金課

報酬分掛金等早見表

令和4年9月1日改正の報酬分掛金等早見表を、学校法人等宛てに8月下旬に送付します。加入者保険料率が変わってまいりますので、4年10月に通知する4年9月調定分掛金等から使用してください。なお、本誌4月号でお知らせしたとおり、4年10月1日から短期給付等事務にかかる標準報酬月額表が改正されます。現行の1等級（8万8000円）の下に3等級が追加されるため、短期給付等事務にかかる等級と、今回改正のない年金等給付（加入者保険料及び退職等年金給付掛金）にかかる等級にずれが生じます。

4年9月1日改正の掛金等早見表は新たな等級を表示して送付しますが、短期給付等事務にかかる新たな等級（1～3等級）は、4年11月に通知する4年10月調定分掛金等からの適用となります。

賞与等掛金等早見表

賞与等掛金等早見表は、報酬分掛金等早見表と併せて、8月下旬に私学共済ホームページ（加入者資格と掛金等▼掛金等とは▼掛金等早見表）に掲載しますので利用してください。

**日本とスウェーデンの
社会保障協定**

業務部 資格課
年金部 年金第一課

令和4年6月1日にスウェーデン王国との間に社会保障制度の二重加入防止を目的とした社会保障協定が発効されました。

スウェーデンとの間での発効により、22か国が発効となりました。社会保障協定についての手続きは、直接私学事業団にお問い合わせください。

スウェーデンを含め、社会保障協定の内容については、日本年金機構のホームページ「社会保障協定」(<https://www.nenkin.go.jp/>)を参照してください。

**公的給付支給等口座の利用
（任意継続加入者）**

業務部 資格課

本誌7月号でお知らせしたとおり、令和4年10月から公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」といいます）の登録制度の試行運用が開始される予定です。

公金受取口座登録制度とは、預貯金口座について、給付金等の受け取りのための口座として、マイナンバーとともに国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。登録することにより、今

後の緊急時等の給付金等の申請において、通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要となります。

**●任意継続加入者の給付金等受け取り
口座としての利用**

公金受取口座は、任意継続加入者が私学事業団より短期給付金等を受け取る口座としても利用できます。

この利用開始に伴い、「任意継続加入者申出書DL」（以下「申出書」といいます）及び「任意継続加入者異動届書DL」は、9月から新しい書式に変更します。

新しい申出書等には、公金受取口座で給付金等の受け取りを希望する場合のチェック欄を設けてあります。

●利用開始の対象者

①4年10月1日以降に任意継続加入者となる人（9月30日退職者）

②すでに任意継続加入者で、10月以降に公金受取口座を希望する人

注 新しい申出書等は、9月下旬に私学共済ホームページに掲載する予定です。公金受取口座を希望しない人は旧申出書も引き続き使用できます。

**特定学校法人等にかかる
事前連絡**

業務部 資格課

令和4年10月1日から短時間労働者

の適用拡大により、法人全体で、70歳未満の通常の加入者が101人以上の規模である学校法人等は、「特定学校法人等」に該当します。

このことから、3年9月～4年7月の掛金等の調定人数を基にして、8月中旬に、次の①～③のうちいずれかの事前連絡を送付しますので確認してください。

①該当 施行時から「特定学校法人等」に該当します。短時間労働加入者に該当する人がいる場合は、資格取得等の手続きをしてください。

②該当見込み 3年9月～4年7月の掛金等の調定人数において101人以上の月が4～5か月あった学校法人等に送付します。特定学校法人等に該当する（又は見込みがある）場合には、「特定学校法人等該当届書DL」を提出してください（10月から特定学校法人等に該当します）。

③不該当 10月の時点では特定学校法人等に該当しません。

注 特定学校法人等に該当するかどうかの判定では、70歳未満の加入者数で確認しますが、該当する場合は、70歳以上の教職員でも短時間労働加入者の要件を満たせば、資格取得等の手続きが必要になります。

短時間労働加入者に関するよくある質問

業務部 資格課

令和4年10月から、特定学校法人等となる学校法人等の規模要件について、70歳未満の通常の加入者数が501人以上から101人以上に引き下げられます。このことから、短時間労働加入者の資格取得に関するよくある問い合わせをQ&Aで説明します。

週の所定労働時間が20時間以上

Q1 週の所定労働時間が一定でない人はどう判断しますか。

A1 就業規則や雇用契約書等で、通常の週（祝祭日や夏期休暇等の休日を含まない週）に勤務すべきこととされている時間が判断基準になります。

なお、雇用契約書等に週の労働時間が明記されていないなど週の労働時間による判断が難しい場合は、一定の計算方法により算出します。

●一定の計算方法により算出するものは次のような場合です

①所定労働時間が1か月で定められている場合

↓1か月の所定労働時間を12分の52で除した時間（1か月の所定労働時間×12か月/52週で算定）

②所定労働時間が1か月で定められており、夏期休暇等のため特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合

↓特定の月を除いた通常の月の所定労働時間を12分の52で除した時間

③所定労働時間が1年で定められている場合

↓1年の所定労働時間を52で除した時間

④4週5休制など1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定でない場合等

↓当該周期における1週間の所定労働時間を平均して算出

Q2 賃金の月額の要件にはどのようなものが含まれますか。

A2 月額賃金8万8000円以上の算定対象は、基本給及び諸手当です。ただし、臨時の賃金（結婚手当等）、時間外割増賃金、通勤手当、家族手当等、就業先によって必ずしも支給されないような諸手当は含みません。

なお、この賃金の要件を満たし、

短時間労働加入者となると、「資格取得報告書（短時間労働者用）[DL](#)」や「標準報酬基礎届書」に記入する報酬月額を、通常の加入者と同様に労働の対償として経常的に受けるものはすべて含まれます。報告書等を記入する際は、要件の判定の際に算入しなかった諸手当も含めた報酬月額を報告してください。

Q3 短時間労働加入者として資格取得した後、月額賃金が8万8000円未満となった場合、資格は喪失しますか。

A3 原則として、資格取得後に雇用契約等が見直され、月額賃金が8万8000円を下回る事が明らかになった場合等を除き、加入者の資格を喪失することはありません。

Q4 時給、日給等について、月額賃金に換算した額はどのように算出したらよいですか。

A4 就業規則や雇用契約書における通常の週の所定労働時間と1か月の所定労働日数により月額に換算した額となります。

Q5 雇用期間が2か月を超える見込みがあったため、加入者資格を取得したが、当該期間を超えなかった場合、加入者資格を取り消すことはできますか。

A5 雇用時に2か月を超える見込みがあった場合、結果として雇用期間が2か月未満になったとしても、加入者の資格取得を取り消すことはできません。

通常どおり雇用期間が終了した時点で「資格喪失報告書[DL](#)」を提出してください。

2か月以上の雇用が見込まれる

雇用期間が2か月を超える見込みがあったため、加入者資格を取得したが、当該期間を超えなかった場合、加入者資格を取り消すことはできません。

通常どおり雇用期間が終了した時点で「資格喪失報告書[DL](#)」を提出してください。

Q6 雇用期間が2か月以内である場合でも、雇用期間が2か月を超えることが見込まれることとして取り扱われることはありますか。

A6 雇用期間が2か月以内であっても、次の①②のいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱います。

①就業規則、雇用契約書その他書面において、その契約を更新する旨又は更新する場合がある旨が明示されていること

②同一の学校等において同様の雇用契約に基づき雇用されている人が更新等により2か月を超えて雇用された実績があること

注 ①②のいずれかに該当しても、労使双方により2か月を超えて雇用しないことを合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱いません。

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部 資格課

●電話番号を必ず記入してください

「資格取得報告書^{DL}」や「所属学校等変更報告書^{DL}」は、加入者情報を登録する前に、記載された学校番号が正しいかどうかのチェックを行います。チェックは、報告書の右上にある「事務連絡先電話番号」により行いますので、私学事業団に登録している法人所在地、学校所在地、連絡先のいずれかの電話番号の下4桁を必ず記入してください。記入漏れや登録していない番号を記入した場合は、確認に時間がかかり、処理の遅れにつながります。電話番号は、学校番号に紐づけていますので、学校番号の記入漏れや記入誤りにも注意してください。

電話番号を変更するときは、「学校法人等異動報告書^{DL}」を提出してください。

●20歳以上の人は基礎年金番号を必ず記入してください

基礎年金番号が未記入の場合は、原則、資格取得の処理ができません。20歳未満の人や、日本で初めて住民登録をした外国籍の人以外は、基礎年金番号が必ず付番されています。基礎年金番号通知書等で確認のうえ誤りのないよう記入してください。

●住民票住所を記入してください

なお、基礎年金番号が不明な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。私学事業団では、マイナンバーを正しく収録するため、氏名・生年月日・性別・住所により確認を行っています。このため、「資格取得報告書^{DL}」に記入する加入者の住所は、住民票の住所を記入してください。なお、マイナンバーは、確認のうえ誤りのないよう記入してください。

●電子媒体の報告を利用してください

「資格取得報告書^{DL}」は、電子媒体でも報告できます。媒体を作成する際に登録した加入者情報は、「標準報酬基礎届^{DL}」や「標準報酬月額改定届書^{DL}」、「賞与等支給報告書^{DL}」の媒体を作成する際にも利用でき、大変便利です。

●添付書類は不要です

「資格取得報告書^{DL}」は用紙・電子媒体いずれで提出する際も添付書類は不要です。詳しくは、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)▼資格関係▼電子媒体での申請)を確認のうえ、「電子媒体作成機能」をダウンロードして利用してください。

学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください

福祉部 保健課

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを、医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること(コラボヘルス)が求められています。

そのため、私学事業団においては、第二期データヘルス計画(平成30年度(令和5年度)に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる令和2年度特定健康診査実施率の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

そのための、私学事業団においては、第二期データヘルス計画(平成30年度(令和5年度)に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる令和2年度特定健康診査実施率の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを、医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること(コラボヘルス)が求められています。

そのため、私学事業団においては、第二期データヘルス計画(平成30年度(令和5年度)に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる令和2年度特定健康診査実施率の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを、医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること(コラボヘルス)が求められています。

そのため、私学事業団においては、第二期データヘルス計画(平成30年度(令和5年度)に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる令和2年度特定健康診査実施率の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを、医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること(コラボヘルス)が求められています。

場合は、保健課健康管理係にお問い合わせください。なお、3年7月以降に新たに適用となった学校には、4年7月にログインID・パスワードをお知らせしていただきます。

●掲載内容

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ リスク分布図(肥満・血圧・脂質・血糖・肝機能)
- ④ 学校訪問型特定保健指導
- ⑤ 健康情報



(ログイン画面イメージ)

令和4年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に関係書類を学校法人等宛て送付しました。

特定健康診査及び特定保健指導にかかるとなる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。また、被扶養者は、加入者を通して配付した特定健康診査受診券を使用して受診するよう周知をお願いします。

●健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診査結果を活用します。学校法人等又は委託先の健診機関で健診結果データを作成し、提出してください。

作成の際は、6月下旬に学校法人等へ送付した「特定健診・特定保健指導元気ガイド（事務担当者用）」を参考にしてください。私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼特定健診に関する事務手続き（事務担当者向け）にも掲載しています。

●提出時の必須項目

健診結果データに不備があると特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、表の基本的な健診の項目

表 基本的な健診の項目

健診実施年月日	} ①
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合）・中性脂肪(TG)
肝機能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)
血糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖(食後3.5時間以上) ②
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
標準的な質問票 ③	「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無 喫煙の有無

目に漏れないよう確認してください。例年、次の①～③に不備が目立ちますので注意してください。

①健診実施年月日等

特定健康診査に代えて提出する定期健康診査結果は、当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が令和4年度中(4年4月1日～5年3月31日)であることを必ず確認してください。

また、加入者番号等のない健診結果は無効になりますので、漏れないようにしてください。

②空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖(食後3・5時間以上)

血糖値の測定に際しては、定期健康診査を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖(食後3・5時間以上)を記入してください。

③標準的な質問票

特定健康診査では、健診結果の他に質問項目として「血圧」・「血糖」・「コレステロール(中性脂肪を含みます)」をそれぞれ下げる薬の使用の有無及び喫煙の有無の回答が必須です。

学校法人等が行う定期健康診査を健診機関へ委託する際には、①～③の必須項目を含む健診結果の作成を依頼してください。

<磁気媒体での健診結果提出にご協力ください>

磁気媒体での提出の場合、以下1・2の方法で作成データを事前にチェックでき、不備による照会・返送を減らすことができます。学校法人等の負担軽減になりますので、磁気媒体での提出にご協力をお願いします。

1. 学校法人等がデータを作成する場合

「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードすることで、対象者の健診結果の入力・チェックができます。

2. 健診機関(病院等)がデータを作成する場合

「健診結果XML・CSVデータチェック機能」をダウンロードすることで、健診機関が作成した健診結果データのチェックができます。

この場合、学校法人等で実施するのはデータのチェックのみです。

ただし、データ作成への対応及びそれにかかる費用については健診機関によって異なりますので、健診機関に直接お問い合わせください。

※1・2とも、操作手順等の詳細は「特定健診・特定保健指導元気ガイド(事務担当者用)」又は私学共済ホームページをご覧ください。

●健診結果データチェック機能の活用
私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)▼福祉事業関係▼特定健診に関する事務手続き(事務担当者向け)に掲載している「健診結果データチェック機能」を使用することで、不備のない健診結果データが作成できます。操作説明書を参照のうえ、ぜひ活用してください。

●健診結果の提出をお願いします

健診結果の提出後は、健康情報冊子の発行や対象者への特定保健指導の案内など、健康を維持するためのサポートを実施しています。

健診結果の提出が、大切な教職員の健康維持につながります。必ず健診結果を提出してください。

加入者貸付制度のご案内

福祉部
貯金・貸付課

加入者の皆さんが臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付けがあります。

一般

臨時の資金に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

教育

入学費用・授業料に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額12か月分まで
(最高500万円)
- ▶ おおむね1年以内に必要とする教育資金が対象となります。

結婚

結婚費用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 婚姻日又は挙式日の前後6か月以内に申し込みをしてください。

住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- ▶ 貸付金額
申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで
(最高2,000万円)
- ▶ 半年払償還(1月・7月)を併用することができます。
- ▶ 申し込みの際に、団体信用生命保険(*)に加入できます。

災害

非常災害時に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 災害発生日以後、6か月以内に申し込みをしてください(激甚災害・特定非常災害を除きます)。

医療・介護

5日間以上の入院又は介護施設利用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 入院後又は介護施設入所・利用の6か月以内に申し込みをしてください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

*住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 特定教職員等及び任意継続加入者は申し込みの対象となりません。
- 借り換えが頻繁な場合や貸付残高が多額の場合などは、審査のうえ貸付けをお断りすることがあります。ご了承ください。

2 貸付けの利率

変動金利 年1.26%(令和4年8月1日現在) *災害貸付は年1.00%

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 貸付関係の様式用紙は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月2日送金も行っています。なお、22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。
- 貸付設定額(貸付金額及び償還回数)は、私学共済ホームページの償還額早見表をご覧ください。

4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。
- 加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)となります。退職手当を支払う場合は、学校法人等が控除し、償還額に充てます。

詳しくは、私学共済ホームページ(福祉事業▶加入者貸付▶貸付けを受ける)をご覧ください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元に用意してください。

標準報酬の報告漏れがないよう 注意してください

標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）は、毎月の掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算定する基礎となる重要なものです。私学共済ホームページにも報酬等の報告に関するQ&Aを掲載していますので、参考にしてください。なお、掛金等の徴収の時効により、2年以上遡及しての報告・訂正はできませんので、報告漏れ等のないよう注意してください。

●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- 毎年7月に必ず報告（4・5・6月の報酬）
⇒「標準報酬基礎届書」
- 賞与等が支払われたとき ⇒「賞与等支給報告書」
- 身分変更や転居などで固定的給与が変わり、報酬が大きく変わったとき（従前と比べ2等級以上の増減）
⇒「標準報酬月額改定届書」

その他、要件に該当した場合には即時改定用や、産休・育休終了者用、年平均用の「標準報酬月額改定届書」の提出が可能です。

●確認通知書

報酬に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。

加入者用の確認通知書は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月の記載をしています。

※令和4年の標準報酬基礎届書の提出期限は7月10日です。まだ提出していない場合は、至急提出してください。

【業務部 資格課】

住宅貸付「だんしん告知書」の用紙が 令和4年10月から変更になります

「団体信用生命保険 申込書兼告知書（だんしん告知書）」の用紙が令和4年10月より変更になります。新用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできますのでご利用ください。なお、旧用紙は5年3月15日受付分まで使用できます。

【福祉部 貯金・貸付課】

お詫びと訂正

本誌6月号 6頁 1段目、15行目の記載に誤りがありました。お詫びして訂正します。

●省略できる添付書類

- (正)・雇用保険に関する書類（離職票）
- (誤)・雇用保険に関する書類（離職票、雇用保険受給資格者証等）

特定健診結果と健康情報冊子 「QUPiO Plus」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオ プラス）」を順次送付します。

特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券とガイドブックを同封しますので、加入者に配付してください。

冊子記載の認証コードでWeb版にログインすると健康情報を閲覧でき、ヘルスケアポイントが付与されます。貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換ができますので、ぜひ加入者へ周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

8月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 6月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 7月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限（必着）
15日(月)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 7月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 8月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(水)	掛金等 7月調定分納期限 貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 8月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 10月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

人事異動

職員の（ ）内は前職

◆役員

理事長

令和4年6月30日付

退任

清 家 篤

令和4年7月1日付

新任

福 原 紀 彦

◆本部職員

令和4年7月1日付

寄付金課長

横 田 祐 斗

(補助金課課長補佐)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和4年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点にご留意ください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和4年9月分)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金の配付申請について

受配者指定寄付金の配付は、年間を通して対象事業の支払い状況に応じた申請が可能です。当制度は、「教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられること」を要件としています。学校法人の皆様におかれましては、寄付金残高をご確認いただき、計画的な配付申請をお願いいたします。

なお、配付申請書類の提出につきましては、毎月、配付を希望する月の5日必着(5日が土・日曜日及び祝日の場合はその翌営業日)を締め切りとしています。原則として、配付を希望する月の前月末までに受領書が発行された寄付金が配付対象になりますので、ご注意ください。※寄付金残高は、私学事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」でもご確認いただけます。学校法人ポータルサイトの閲覧には電子証明書が必要です。詳しくは、本誌4月号(VOL.292)4頁をご参照ください。

※制度全体については、受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をお読みください。

参照：私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」〕

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供していますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)

JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を經由して高架下から無料シャトルバス(始発7:05~最終23:05、15分間隔)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com>

開業40周年記念ツインルームプラン ~観光の後は天然温泉でほっこり~



夕食は人気の「選べる釜飯御膳」、朝食はバイキングをお楽しみください。ホテル目の前の「天然温泉 ひなたの湯」の当日無料券を進呈します。

1泊2食(2名1室/2名様) **16,000円**

取扱期間：令和5年3月31日まで(年末年始を除きます)
 ※夕食は館内レストランの洋食コース料理への変更もできます。
 ※1室2名様でのご予約とさせていただきます。



選べる釜飯御膳(イメージ)

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から徒歩10分

紅葉プラン(和室)

1泊2食(2名1室/1名様) **9,600円**

取扱期間：令和4年9月1日~11月30日

夏期宿泊プラン(和室)

1泊2食(2名1室/1名様) **11,800円**

取扱期間：令和4年8月31日まで

※いずれの宿泊プランも1名1室の場合、1泊につき500円の割り増しになります。

※コテージでの宿泊については、お問い合わせください。



夕食(イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率

園舎等の建築、土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**

園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%

→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利(令和4年7月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.30	年% 0.90	年% 0.50	年% 0.44
寄宿舎などの建築・用地取得	1.40	1.00	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.320

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864, 7866~7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp